

氏名	廣瀬 綾奈		
学位の種類	博士 (リハビリテーション科学)		
学位記番号	博甲第 8646 号		
学位授与年月	平成 30年 3月 23日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	失語のある子どもたちの リハビリテーションにおける支援ニーズ： 学校生活期に焦点を当てて		
主査	筑波大学教授	博士 (障害科学)	吉野 眞理子
副査	筑波大学教授	博士 (教育学)	川間 健之介
副査	筑波大学准教授	Rh. D	八重田 淳
副査	昭和女子大学特命教授	医学博士	進藤 美津子

論文の内容の要旨

廣瀬綾奈氏の博士学位論文は、後天性脳損傷により失語を生じた子どもたちが、医療的リハビリテーションを経て復学し学校生活を継続する過程に焦点を当てて、失語のある子どもたちの学校生活期における支援ニーズを明らかにすることを目的としている。その要旨は以下のとおりである。

本論文は、失語のある子どものリハビリテーションに関する先行研究 (第1章)、研究の目的と構成 (第2章) からなる序論、失語のある子どもの言語機能回復に関与する要因 (第3章：第1研究)、復学に関与する要因 (第4章：第2研究)、仮名文字訓練方法 (第5章：第3研究)、復学後の学校生活における課題と支援ニーズ (第6章：第4-1研究) および健康関連 QOL (第7章：第4-2研究) を著者の自験例に基づいて検討し、さらに失語のある子どもの保護者への全国調査を基に失語のある子どもの学校生活における実態と課題を検討した第5研究 (第8章) からなる本論、最後に総合考察・結論・限界と課題・提言からなる総論 (第9・10・11・12章) で構成される。

第1章で著者は、先行研究の概観から、失語のある子どもの言語機能回復に関与する要因、復学および在籍に関与する要因、学校生活において必須となる仮名文字の訓練方法、復学後の学校生活における課題を経時的に環境要因も含めて詳細に検討する必要性を示している。

第2章では、前章の結果に基づき、本研究の目的を、後天性脳損傷により失語を生じた子どもたちが、発症から医療リハビリテーションを経て小、中、高校に復学し、学校生活を続けていく長期的な経過に焦点を当て、学校生活期の失語のある子どもたちの支援ニーズを明らかにすること、と設定している。

第3章 (第1研究) では、失語のある子どもの言語機能回復について、著者の自験例の言語機能回復を客観的な評価法を用いて分析し、回復に関与する要因が後方視的に検討された。対象は、発症から1年以上経過を追跡できた発症時18歳未満の失語例12例であり、全症例に経時的に実施された標準失語症検査 (Standard Language Test of Aphasia ; SLTA) に基づく回復の程度と、①原因疾患、②発症時年齢、③病変部位と大きさ、④失語タイプと重症度、⑤言語モダリティ、⑥失語以外の高次脳機能障害、⑦知的障

害との関連について検討された。その結果、全例に何らかの回復がみられたが完全回復例はおらず、子どもの失語の回復は緩慢で不完全であるという近年の報告が支持された。言語機能回復に関与する要因として、原因疾患では脳血管障害が脳外傷や感染症に比して概して予後良好であり、病変が小さいこと、発症直後の重症度が比較的軽いこと、流暢型失語であること、合併する高次脳機能障害が少ないことが予後良好の要因として示唆されたが、年齢の効果は明らかでなかった。

第4章(第2研究)では、子どもの社会復帰先である学校への移行について、復学に至った著者の自験例の復学に関与した要因が後方視的に検討された。対象は、小児期に後天性脳損傷により失語を生じ、復学に至った11例で、復学時の言語機能、身体障害、ADL、失語以外の高次脳機能障害、知的機能、希望復学先、復学後の在籍状況・問題点・支援内容が後方視的に検討された。その結果、通常学級への復学の要因として、言語能力、とりわけ仮名の読み書き能力がある程度備わり、移動やADLが自立し、行動上の問題が少ないことが示唆された。また、復学後の問題は、特別支援学級や特別支援学校復学例に比し、通常学級復学例により多く生じていた。

第5章(第3研究)では、学校環境で必須となる仮名文字の訓練方法について、重度の失語に加えて注意障害・脱抑制・運動障害を呈した著者の自験1例の10年にわたるリハビリテーション経過の事例研究に基づいて検討された。症例は、受傷時6歳7カ月(小1)の右利き男児で、外傷性脳損傷、びまん性軸索損傷を被った。重度失語の状態から短文が綴れるまでに改善した要因として、改変したキーワード法により1音1文字対応を再獲得できたこと、その後50音系列の再学習を段階的に進めたこと、合併する高次脳機能障害や運動障害を考慮して教材の工夫や代替手段を導入したこと、家庭や学校と連携して長期にわたり支援を継続できたことが結論された。他の失語のある子どもへの適用の可能性についても示唆された。

第6章(第4-1研究)では、復学後の学校生活における課題を明らかにするため、復学後の経過を追跡してきた著者の自験例4例を対象に、母親への半構造化面接調査の質的分析に基づいて学校生活を継続する上での課題が検討された。その結果、失語のある子どもが復学や進学をする移行の時期には本人や家族に不安が生じること、教育相談やピアサポートの利用、医療からの文書による情報提供といった支援内容が失語のある子どもの移行時の支援として有益であったこと、学校生活を継続する過程では、運動や活動面に比しコミュニケーション、学習、注意や記憶などの高次脳機能、友人関係に困難さがみられることが明らかになった。これらから、親の障害受容の状態や家族機能に応じて継続的な支援が行われる必要があること、医療と教育の機関連携や支援には継続性と具体性が求められていることが、支援ニーズとして明らかにされた。

第7章(第4-2研究)では、復学後の学校生活における心身の健康状態が、著者の自験例4例とその母親に対して、健康関連QOLの包括的な尺度であるPediatric Quality of Life Inventory 4.0日本語版による評価を健常児データと比較して検討された。その結果、失語のある子どもとその母親のPedsQL合計得点は同年代平均に比し概して低く、下位尺度では特に「学校」の得点が低いことが示された。

第8章(第5研究)では、わが国の学校生活期の失語のある子どもの健康関連QOLと学校生活における実態と課題を明らかにするために、第1～第4研究の著者の自験例における検討結果をもとに、小学校、中学校、高校という学校生活期の失語のある子どもの保護者を対象に全国調査が実施された。対象は、2～17歳の小児期に後天性脳損傷により失語を発症し、復学や就学に至った子どもの保護者計54名であった。その結果、失語のある子どもの健康関連QOLは健常児に比し有意に低いこと、日常会話は音声言語によるコミュニケーションが可能となっても発話症状は残存したこと、学年が上がるにつれて特別支援教育の利用が増え、サポートなしに学校生活を送ることが困難になること、特に中学の時期に書字面、神経疲労、授業内容の理解や応用問題の学習が困難になる傾向があること、言語能力による検討からは、特に中等度の失語のある子どもで通常学級に在籍する児には、二次障害の予防や学習支援、家族支援の必要性が高いことが明らかになった。

第9章（総合考察）では、以上の5つの実証的研究の結果から、学校生活期の失語のある子どもの支援ニーズが整理され、①言語聴覚士による失語の評価と評価結果の支援への活用、②復学支援（在籍の検討、医療から教育への情報提供、学校における合理的配慮事項の検討）、③学校生活における支援（発話症状への対応、学習場面における対応、合併する高次脳機能障害への対応、心身の健康状態への配慮、進級や進学時における在籍の再検討）、④保護者の支援、⑤多職種連携による長期フォローの必要性、という支援ニーズがあることが明らかにされた。

第10章では、結論として、失語のある子どもたちの言語機能回復は音声言語によるコミュニケーションが可能なレベルに回復する場合が多いものの、さまざまな後遺障害を持って復学すること、復学にあたり通常学級への復学を希望する者が多いが、それには言語能力とりわけ仮名の読み書き能力がある程度備わり、移動やADLが自立し、行動上の問題が少ないことがその条件として明らかにされた。また、重度失語であっても指導法を工夫することで長期間かけて仮名文字の読み書き能力を取り戻した事例を通じて、訓練法の有効性が示された。さらに、復学した子どもたちの学校生活における課題や心身の健康状態が著者の自験例と全国調査から明らかにされ、支援ニーズが整理された。

第11章で本研究の限界と今後の課題が示され、第12章で、支援ニーズに応えるための方策を具体的に提示する提言が述べられた。

審査の結果の要旨

（批評）

本研究は、これまで本邦において10例以上の自験例に基づく学術的検討の乏しかった小児期の失語について12例の事例を丁寧に後方視的に分析し、回復に関与する要因を明らかにし、また小学校において必須である仮名文字の読み書き能力の訓練方法と適応を具体的に示した。また、著者の自験例に対する面接調査と全国の失語のある子どもたちの保護者への質問紙調査から、学校生活における課題と支援ニーズを多面的に明らかにした。これらの結果は、学術的にも臨床的にも社会的にもたいへん価値が高いと評価できる。

平成30年1月23日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。よって、著者は博士（リハビリテーション科学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。